

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 伊達市 (都道府県: 北海道)
本事業の担当部署名 健康福祉部子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	伊達市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規				
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日				
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,300,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通</p> <p>当市では、平成31年度から令和10年度までの10年間を計画期間とする第7次伊達市総合計画において、基本目標のひとつに「豊かな心とひとを育むまちづくり」を掲げ、重点施策である「子育て支援体制の充実」に向けた必要な取り組みを実施計画として策定し、少子化対策をはじめ子ども・子育てに関する事務事業に取り組んでいるところである。しかし、近年の状況では令和4年度は婚姻件数86件、出生数136人と、人口減少や少子化に歯止めがかからない状況になっている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通</p> <p>子育て世帯や高齢者が将来にわたり安心して住み続けられるまちとするためにも「伊達市の将来を見据えたまちづくり」を重点施策と位置づけ、社会状況の変化に対応するべく、市民目線に立った、わかりやすい情報発信に努め、多くの市民に市の取組を知ってもらい、まちづくりの方向性を共有していく。</p> <p><本個別事業の位置付け></p> <p>第7次伊達市総合計画において、少子化の原因は、親に相当する年齢の人口の減少、未婚率の増加等、複合的な要因を含んでいるが、子どもを産み、育てたいと思う環境づくりを地域が一体となって進めていくことが必要であるとしている。当事業により、特に若い世代で結婚を考えているが金銭面の不安を理由に踏み出せない人を経済的に支援することで行政が結婚を応援する環境づくりを図りながら婚姻数の増加や出生数の向上に繋げ少子化対策を推進する。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無			<input type="checkbox"/>	無			
※(注)3 【その他独自要件】			申請時において市税等に滞納がないこと				

2. 申請見込

①新規世帯見込	13	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

- ①令和4年度婚姻届出件数…86件(伊達市民)
- ②(R4人口動態統計)結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の割合…50.0%
- ③(R4人口動態統計)結婚生活に入った夫婦ともに30～39歳以下の割合…40.8%
- ④(R4国民生活基礎調査)29歳以下の世帯総数のうち世帯所得500万円未満…75.3%
- ⑤(R4国民生活基礎調査)30～39歳以下の世帯総数のうち世帯所得500万円未満…36.4%
- ・29歳以下:①×②×④=32件 ・39歳以下:①×③×⑤=13件
- 上記の割合と令和5年度実績(見込)を参考とし、ともに29歳以下を8世帯、その他世帯を5世帯とした

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	13 世帯
～12月(実績)	11 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	8 世帯 × 600,000 円 =	4,800,000 円	
(その他)	5 世帯 × 300,000 円 =	1,500,000 円	
	(継続補助)		

3. 広報の実施予定

- ・市広報誌、市ホームページ、SNS(フェイスブック)へ掲載して周知を行う。
- ・事業の概要についてのチラシを作成し、公共施設等での配布を行う。

KPI項目	単位	目標値	現状値
		100	100
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	支給実績世帯数/支給見込世帯数の割合		
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	直近の実績	
	合計特殊出生率	1.26 (令和2年)	
	婚姻件数	101 (令和3年度)	
	婚姻率	3.05 (令和3年度)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
		100	100
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	項目		
	(アウトプット)		
	1 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100
	(アウトカム)		
1 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	30
2 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	北海道庁ホームページに事業実施市町村として掲載、周知を行う。		
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市作成の事業チラシを用いて市内結婚式場、不動産業者等へ事業の周知を依頼。		

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直前年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。